香港・華南通信 vol.3 -2020/2021年度香港政府予算案の概要解説-

(2020年3月30日発行)

■ポイント:香港経済を下支えするため、政府支出を多元化

- ❖ 香港政府は2020年2月26日に、2020/21年度の新年度予算案を発表。政府支出は約7,311億HKDと試算。
- ❖ 新年度予算案では、企業への支援、医療システム/インフラの強化、個人への支援、経済発展の多元化、土地住居の供給強化、都市インフラの整備などを主軸としている。
- ❖ 多岐に渡る支援策は政府の経常支出増加と財政収入減少をもたらし、財政赤字は1,391億HKDに上ることが予想される。さらに中長期予想においては、今年度以降政府財政は5年以上赤字が継続する見込み。

■分野別の予算案内容解説

| 分野 | 主な予算の用途 |
|---------------|--|
| 企業への支援 | ▶ 中小企業向け融資スキームの中で、政府が100%担保する低金利ローンを新たに提供。200万HKDを上限として、最長融資期間は3年。 |
| | ▶ すべての企業に対して、上限を20,000HKDとして、2019/20年度の企業所得税(利得税)を免除。 |
| | ▶ 2020/21年度の非住居用不動産の固定資産税(差饷)を免除。ただし上半期は四半期ごとに5,000HKD、下半期は四半期ごとに1,500HKDを上限とする。 |
| | ▶ すべての企業に対して2020/21年度の商業登記費用を免除。 |
| | ▶ すべての企業に対して、年間報告書の更新費用を2年間免除。 |
| | ▶ 昨年から開始している非住居用不動産に対しての電気代水道代の補助金給付を継続。 |
| | 雇用確保のため、雇用主に対して職業訓練補助金の増額を今年下半期より実施予定。 |
| 医療システムインフラの強化 | 新型コロナウイルスの感染防止のため、医院管理局と衛生局に追加の財政支援を実施。 |
| | ▶ 必要に応じて、新型コロナウイルス治療、検査のための隔離施設の建設や、病理、薬学の研究費を支援。 |
| | 既存の医療機関の設備を拡充し、再雇用の奨励や職業手当支給など、医療従事者への優遇策を実施。 |
| | ▶ 末端医療からサービスを強化するため、向こう2年で、集合居住区に健康保健センター6か所の設立を計画。 |

香港・華南通信 vol.3 -2020/2021年度香港政府予算案の概要解説-

(2020年3月30日発行)

| 分野 | 主な予算の用途 |
|---------------|--|
| 個人への支援 | ▶ 上限を20,000HKDとして、2019/20年度の個人所得税を免除。 ▶ 各四半期ごとに1,500HKDを上限として、2020/21年度の住宅不動産の固定資産税(差饷)を免除。 ▶ 社会保障金の受領者に対して、現在支給している社会保障(障碍者保障、高齢者保障など)の金額1か月分を追加支給。 ▶ 一部の公営住宅を利用している低所得者に対して、賃料1か月分を政府が負担。 ▶ 18歳以上の香港永住居民に対して、一律10,000HKDを支給。 |
| 経済発展の 多元化 | ▶ 金融市場の活性化 グリーンファイナンスに注力し、向こう5年の間に660億HKD相当のグリーンボンド発行を計画 リテール債券市場の商品ラインナップの多角化を奨励 2018年からスタートした香港終身年金スキームの参加対象年齢を、65歳から60歳までに引き下げ ▶ イノベーション産業の育成 税制優遇策などを通じて、継続的な研究開発への支援を促進 再工業化支援プロジェクトに関して、関連ファンドとサイエンスパークへ20億HKDを割り当て 企業オペレーションのハイテク化、システム転換に対して補助金の割当比率を引き上げ サイエンスパーク、サイバーポートの拡大、拡張に対して資金面でのサポートを実施 ▶ 物流業の発展推進 香港国際空港の新たな空輸センターの建設支援(プロジェクトとして50億HKDを確保) 物流業の運営効率化を奨励するための助成金を確保、対象企業は最高100万HKDのプロジェクト支援金を取得可能 海運船舶の貸出業者、管理業者に対して所得税を半減し、追加税務優遇策を検討 |
| 土地住居の 供給強化 | ▶ 政府保有地の売り出しを計画し、新たに住宅用地を15,700戸相当、商業用地を83万平方メートル提供予定。▶ 公営住宅の供給を強化し、2023/24年度までに100,400戸の建設を予定。 |
| 都市インフラの 整備 | ▶ 環境保全のためのファンド設立、研究資金サポート。特に電動自動車、電動フェリー、電動バスの普及を段階的に実施。▶ スマートシティ実現に向けたデジタルインフラ作り。主に5G普及のためのネットワーク整備など。 |

(出所) 香港政府の発表資料よりSMBCが作成



■ 重要な留意事項および免責事項

- 1. 一般的事項: 本資料に含まれる情報は、一般的な情報であり、ディスカッションおよび参照を目的とした内容です。事前の通知なく内容を変更する場合があります。 三井住友銀行香港支店(以下、「当行」)は本資料の記載情報の更新に関して一切の責任を負いません。
- 2. 秘匿性:本資料の内容については、秘匿扱いであり、当行の書面による事前同意なく、いかなる第三者への開示もご遠慮ください。
- 3. 著作権および商標:本資料は当行の著作物であり、当行が全ての所有権を有します。
- 4. 専門的アドバイス、証券または信認関係の不存在:本資料に記載の内容は、法律、規制、財務、投資、税務、会計、またはその他専門家による助言ではなく、それらを提供するものでもありません。本資料に記載の内容に基づきご検討される場合、または関連する法令にご不明点がある場合は、貴社にて第三者の法律その他の専門家へご相談して下さい。本資料に含まれるマーケット情報は当行が専門家としての助言を提供するものではありません。またそのマーケット情報を提供する当行は(証券先物条例[香港法571条]に定義される)証券の助言を意図していません。よって、かかるマーケット情報に依拠したご判断はお控えください。特定の投資対象、情報の受領者の財務状況や特定の要望を考慮したものではありません。当行、当行の日本にある本店、(香港内外の)各支店、銀行を保有する持株会社あるいは銀行の子会社や関連会社または提携会社(以下、「当行グループ会社」)は、本資料の利用により直接的、間接的あるいは結果的に生じる損失について、一切の信認責任または義務を負いません。
- 5. 検証/表明/義務の不存在:本資料は信頼性があると思われる情報に基づいていますが、独自に検証を行っているものではありません。 当行および本資料の情報提供者は、いかなる種類の表明および保証(明示、暗示を問わず)をせず、また、その正確性、完全性、適時性について、(不法行為、契約、 あるいは第三者の責任の有無を問わず)いかなる責任および義務を負いません。本資料や本資料の一部、その使用、または不正確な情報や記載漏れにより生じた損害 について、一切の責任を負いません。
- 6. 勧誘の不存在:本資料は取引の推奨や助言を行うものではなく、また取引の勧誘や販売を目的としたものでもありません。 また、銀行、投資、または証券取引の勧誘を意図したものでもありません。本資料に含まれる参考条件や提案の内容は、最終的に合意される契約条件に従うものとします。
- 7. 事例・解説:本資料に記載されるいかなる事例や代表的なストラクチャー、特徴、そして商品やサービスのフローは、実際にご利用される商品やサービスを指し示したり、 保証するものではありません。
- 8. 排他性:本資料は当行との取引のみを意図して作成されています。当行グループ会社とのお取引については、当該グループ各社の所在する国の法律および規制に従う ものとします。本資料は、法律の管轄に関わらず、適用される法律や規制に反して配布または使用されることを意図しておりません。
- 9. 契約:本資料は参考情報(インディケーション)です。
- 10. 適用法令:本件における重要事項および免責事項、並びにその解釈は香港法に準拠します。
- 11. 言語:本資料について、日本語版を正とします。

執筆: 株式会社三井住友銀行 アジアソリューション部(香港)

本資料の内容に関するご照会は、お取引店までご連絡ください。